

第2期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）変更の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、イノシシの健全な個体群の安定的維持を図りながら、イノシシによる農業被害、生活環境被害等の防止・軽減を目的とする。

2 計画の期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

3 管理が行われるべき区域 福井県全域

4 状況

- ・イノシシは全県的に分布。近年は、奥山など従来の多雪地域への生息域の拡大が見られる。
- ・農作物被害は、奥山や平野の中心部、沿岸の一部を除き全県的に発生。防護柵の効果等により被害面積は長期的には減少傾向（平27：被害面積206.9ha）、金額はほぼ横ばい（同105百万円）。
- ・イノシシによる農作物被害は、鳥獣被害全体の約9割（被害面積の約88%、金額の約92%）を占める。
- ・平成27年度にはイノシシを10,168頭捕獲。うち狩猟捕獲が2,974頭、有害捕獲が7,194頭。

5 管理の目標

- ・イノシシによる農業被害の面積を、約140ha以下に減少させる。
- ・農地・集落とその周辺や里山に生息する加害個体を対象とした集中的な捕獲を継続し10,000頭以上の捕獲を維持する。

6 個体数の調整に関する事項

- ・狩猟期間の延長

変更前	変更後
イノシシの狩猟期間を11月1日～3月15日とする。 ただし、11月1日～11月14日および2月16日～3月15日の期間においては、わな猟に限る（銃器の使用は、わなで捕獲されたイノシシのとめ刺しに限る）	イノシシの狩猟期間を11月1日～ <u>3月31日</u> とする。 ただし、11月1日～11月14日および2月16日～ <u>3月31日</u> の期間においては、わな猟に限る（銃器の使用は、わなで捕獲されたイノシシのとめ刺しに限る）

- ・近隣集落への被害が増加している鳥獣保護区において、有害捕獲許可による予察捕獲を推進。
- ・集落単位で農地周辺の加害個体をわなで集中的に有害捕獲する体制整備を推進するとともに、檻やわなの購入を支援する。
- ・狩猟免許取得の推進や、捕獲の担い手となる狩猟者の育成・確保、研修会等による捕獲技術の向上を図る。

7 被害防除および生息地管理に関する事項

- ・防護柵や緩衝帯の整備等を推進する。
- ・地域住民が協働して柵の効果を維持するための定期点検や維持管理を実施する。
- ・作物残渣、未収穫果実等の誘引物除去や、二番穂除去のための秋起こしなどを実施する。
- ・里山等の人の利用機会を増加し、人とイノシシの緩衝地域を創出する。
- ・被害防除や生息地管理に関する知識・技術の普及を図る。

8 その他管理に必要な事項

- ・農作物被害調査の結果に基づき、必要に応じ捕獲目標等を見直す。
- ・資源としての獣肉の有効利用を推進する（県ガイドラインの推進）。